

令和 2 年度
教育委員会の事務の点検・評価報告書
(令和元年度事務事業対象)

令和 2 年 10 月

南九州市教育委員会

目次

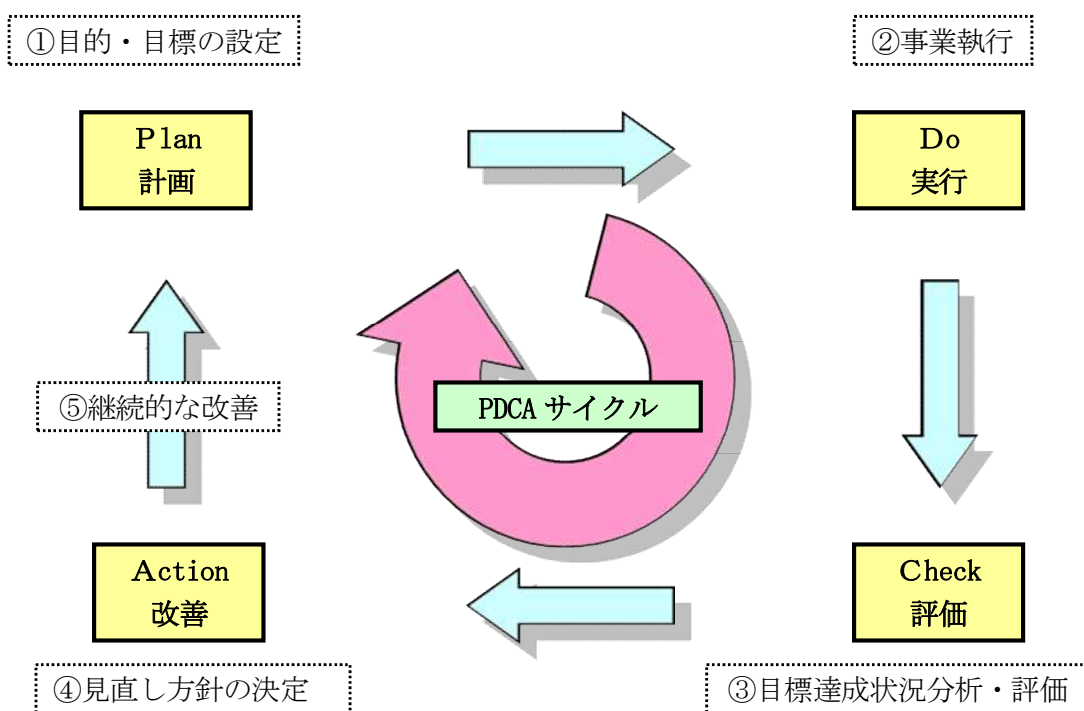
I	教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について	
1	事務事業評価とは	P 1
2	南九州市教育委員会における事務事業評価制度	
3	評価対象事務事業について（令和元年度事務事業対象）	P 4
II	事務事業の点検・評価の内容及び結果について	P 5
1	評価の観点	
2	観点別評価	
3	評価の結果	
III	教育行政評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応	
①	スクールバス運行事業	P 7
②	市指定研究協力校研究公開【学校教育課】	P 11
③	自主文化事業の充実【社会教育課】	P 18
④	市民総学習の気風づくりと身近な学習機会の拡充【中央公民館】	P 23
⑤	各関係団体との連携【保健体育課】	P 27
⑥	食中毒・異物混入発生時の危機管理【学校給食センター】	P 31
⑦	清水磨崖仏の活用【文化財課】	P 35
⑧	評価対象事業の選定等【教育行政評価委員会事務局】	P 39
【参考資料】		
○	南九州市教育委員会教育行政評価委員会設置要綱	P 41
○	南九州市教育委員会教育行政評価委員会委員	P 42

教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

1 事務事業評価とは

事務事業評価は、事業を実施している所管課が事務事業の現状を把握し認識したうえで、目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善につなげていく取り組みです。

その目的は、これまで政策・施策・事務事業について「計画をし、予算を確保し、事業を執行する」ことで終わり、「執行した結果を評価し、次の計画に反映させる」ことがおろそかになりがちであった行政のサイクルに、評価を導入し、PDCA（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善）という経営のマネジメントサイクルを確立することにより、事業所管課が事業の成果を組織的、定期的及び客観的に見直し、データに基づく改革・改善を行いやすくするものです。



2 南九州市教育委員会における事務事業評価制度

(1) 制度導入の経緯

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成 20 年 4 月から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、厳しい財政状況にある本市においては、限られた財源の中で既存事業の徹底した見直しによる事業の改善を行っていかねばならないことから、南九州市教育委員会としても平成 21 年度から事務事業評価制度の導入を行っているものです。

(2) 導入の目的

事務事業評価に関する一連の情報を分かりやすい形で市民に公表することにより、次の事項の実現を図ります。

① 市民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底

事業の評価結果を市民に公表することにより、行政の透明性を高め、説明責任の向上を図ります。

② 効率的で質の高い行政の実現

教育行政方針、計画及び予算に基づいて事業を実施するだけでなく、評価・検証し、改善を行うことによって事業の効果を高める、いわゆるマネジメントサイクル（**P**lan 計画 → **D**o 実行 → **C**heck 点検・評価 → **A**ction 改善）を確立し、限られた財源や人員を有効に活用します。

③ 成果重視の行政の実現

成果重視を基本に、事業を妥当性、効率性及び有効性などの視点から評価を行い、効率的な行政運営を進めます。

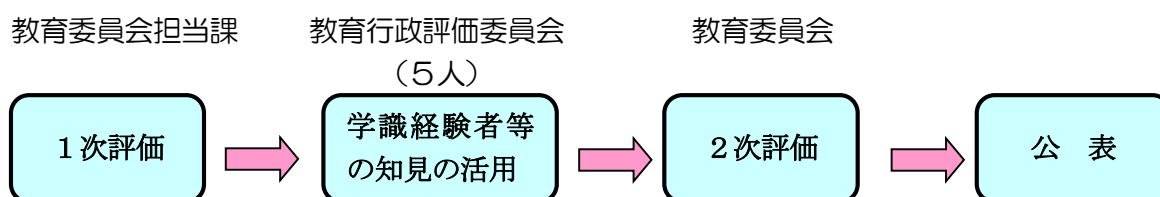
(3) 評価対象事務事業

南九州市総合計画及びそれに基づいた南九州市教育行政重点施策の事務事業等で、前年度から引き続き実施している事業のうち、令和元年度に実施した7施策7事業について、事後評価します。

(4) 評価のプロセス

事務事業の担当課が自己評価する1次評価と教育委員会全体として総合的に評価する2次評価の2段階で実施します。

また、評価の客観性を確保するため、教育行政評価委員会（学識経験者等）による評価を実施します。



(5) 点検・評価のスケジュール

令和2年5月14日	点検・評価の対象テーマの決定（教育委員会）
6月5日	1次評価の実施（教育委員会）
7月2日	第1回教育行政評価委員会（委嘱状交付，対象事業説明）
8月6日	第2回教育行政評価委員会（評価委員の意見聴取）
9月	第3回教育行政評価委員会（意見・提言の取りまとめ）
9月	2次評価の実施（教育委員会） 定例教育委員会での教育委員へ説明
10月	市長へ報告，議会へ提出，評価結果の公表（市ホームページ）

(6) 推進体制及び役割

① 1次評価者

評価者は事務事業の担当課長とします。事務事業の量や内容などの把握及び分析結果を踏まえ、妥当性、効率性、有効性について、担当者と十分な議論を行い、問題・課題等を整理しながら評価を行います。

② 2次評価者

評価者は教育委員会とします。2次評価については、1次評価者から当該事務事業に係る問題点や教育行政評価委員の意見等への対応の説明を受けて、教育委員会として適切な評価を行い、翌年度の事業の方向性を整理します。

③ 事務事業の担当課長

1次、2次の評価を受けて、顕在化した課題に対しての改善策を実践します。

④ 教育総務課

事務局として制度の周知や評価の取りまとめ、制度運用の全体調整を行います。

(7) 評価方法

事務事業の執行結果について、活動指標、成果指標、事業コストを用いて「妥当性」、「効率性」及び「有効性」などの観点から評価を行い、今後の事務事業の展開方向を判断します。

【観点別評価の考え方】

観 点	チェック項目
妥 当 性	・ 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か（ニーズの度合） ・ 上位施策を達成するために必要な事務事業か、現状や成果から考えて、対象と意図は妥当か（目的妥当性の度合） ・ 市が関与しなければならない事務事業か（公共性・公益性の度合）
効 率 性	・ 投入したコスト（事業費・人件費）に見合った効果が得られているか（費用対効果の度合） ・ 効率的な方法で事務事業を実施しているか（同じ経費でもっと効率的な方法はないか） ・ 活動量に対してコストの削減余地がないか（コストを下げる工夫はなされているか）
有 効 性	・ 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか（上位施策に対する貢献度はどの程度か） ・ 成果指標値から見て、目標の達成度具合はどの程度か（達成度合） ・ 目的を達成するための手段（実施方法）は有効か（手段の有効度合）

(8) 評価結果の活用

評価の結果を基に、当該年度以降における事務事業の実施にあたっては、改善行動をとり、新規事業の企画や事業の統廃合を含めた見直しを行います。

翌年度予算や組織編成等において、評価結果を踏まえた的確な対応に努めます。

3 評価対象事務事業について（令和元年度事務事業対象）

課 名	施 策	事 業 項 目	頁
教育総務課	教育環境の整備充実（颯娃中学校・田代地区）	スクールバス運行事業	P7～
学校教育課	学校教育の充実	市指定研究協力校研究公開	P11～
社会教育課	文化活動の推進	自主文化事業の充実	P18～
中央公民館	生涯学習推進体制の充実	市民総学習の気風づくりと身近な学習機会の拡充	P23～
保健体育課	第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」第20回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」への取組の推進	各関係団体との連携	P27～
給食センター	安心・安全な給食の提供	食中毒・異物混入発生時の危機管理	P31～
文化財課	文化財等活用整備	清水磨崖仏の活用	P35～

※教育委行政評価の在り方に対する教育行政評価委員会からの意見・提言等 … P39～

事務事業の点検・評価の内容及び結果について

1 評価の観点

事務事業の点検・評価は事業の妥当性（市民ニーズ，公共性・公益性），効率性（費用対効果，コスト削減），有効性（貢献度，目標の達成度）の観点で行いました。

2 観点別評価（上段：一次評価，下段：二次評価）

重点施策 （事務事業名）	妥当性	効率性	有効性	今後の改革・改善 の方向性
【教育総務課】 教育環境の整備充実（颯娃中学校・田代地区） （スクールバス運行事業）	妥当	効率的	概ね有効	見直しの上で継続
	妥当	効率的	概ね有効	見直しの上で継続
【学校教育課】 学校教育の充実 （市指定研究協力校研究公開）	妥当	効率的	有効	現状のまま継続
	妥当	効率的	有効	現状のまま継続
【社会教育課】 文化活動の推進 （自主文化事業の充実）	妥当	効率的	有効	現状のまま継続
	妥当	効率的	有効	現状のまま継続
【中央公民館】 生涯学習推進体制の充実 （市民総学習の気風づくりと身近な学習機会の 拡充）	妥当	概ね効率的	概ね有効	見直しの上で継続
	妥当	概ね効率的	概ね有効	見直しの上で継続
【保健体育課】 第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国 体」第20回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる 感動かごしま大会」への取組の推進 （各関係団体との連携）	妥当	効率的	有効	現状のまま継続
	妥当	効率的	有効	現状のまま継続
【学校給食センター】 安心・安全な給食の提供 （食中毒・異物混入発生時の危機管理）	妥当	効率的	有効	現状のまま継続
	妥当	効率的	有効	現状のまま継続
【文化財課】 文化財等活用整備 （清水磨崖仏の活用）	妥当	効率的	有効	現状のまま継続
	妥当	効率的	有効	現状のまま継続

3 評価の結果（今後の改革・改善の方向性・内容を踏まえての評価）

課名	重点施策 (事務事業名)	評価（まとめ、課題等）
教育総務課	教育環境の整備充実（頤娃中学校・田代地区） (スクールバス運行事業)	児童生徒数の推移や運行路線上の周辺環境に留意しつつ、保護者・地域・学校・運行業者等と、十分な協議を重ねた上で、運行実施に取り組んできている。今後、バス利用の児童生徒数の減少や、地域の要望等による新たな学校の再編が有った場合、これに伴う運行路線や使用車両の見直し、新規路線の開設も想定されるところである。その際には、安心して安全な運行に努めることはもとより、効率よく効果的な運行がなされるよう、検討する必要がある。
学校教育課	学校教育の充実 (市指定研究協力校研究公開)	教育課題を解決するための研究に取り組み、その成果を学校間で共有することは、市全体の教育向上を目指す上で重要である。市指定研究協力校制度による研究成果だけでなく、他の学校で取り組んだ研究成果についても、学校間での共有を行う必要がある。また、オンライン教育などICTの活用が求められているため、今後は、ICT教育推進を目的とする研究への取組も検討する必要がある。
社会教育課	文化活動の推進 (自主文化事業の充実)	地域文化の発展と振興のため、市民の文化意識の高揚を目的とする、市民大学や芸術・音楽鑑賞などの自主文化事業は重要である。課題である参加者の拡充のため、アンケート等を利用したニーズ調査を実施すると共に、ホームページやSNSの利用など、効果的な周知方法を模索する必要がある。なお、市民大学については、若年層の参加を促すため、参加しやすい時間帯での開催等、内容を検討する必要がある。
中央公民館	生涯学習推進体制の充実 (市民総学習の気風づくりと身近な学習機会の拡充)	生涯学習の推進のため、学びの場を提供する公民館講座の充実が重要であり、そのためのアンケート結果（市民の意見）は貴重なものである。効果的な調査結果を得るためには、アンケート内容や実施方法等の見直しを検討する必要がある。また、新たな講座の開設と新たな講師の発掘のため、地域住民や各種団体からの情報収集等を行い、人材バンク（ふるさとの知恵袋）の見直しと充実を図ることも必要である。
保健体育課	第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」第20回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」への取組の推進 (各関係団体との連携)	国体の開催が2023年に延期となったが、今後は、これまでの取組の見直しを行い、改善を加えた上で準備を進めていく必要がある。大会の成功のためには、市民総参加による盛り上がり不可欠であるため、これまで協力いただいた団体等との関係を維持しつつ、新たな協力団体等の発掘を模索するなど、多くの人たちとの協力体制を充実させることで、市民の大会に対する感心の高まりに繋げる必要がある。
学校給食センター	安心・安全な給食の提供 (食中毒・異物混入発生時の危機管理)	衛生管理及び異物混入防止に関しては、これまでも徹底した取組が行われているが、日々、業務の点検や改善を行い、安心・安全な給食の提供に努めるべきである。また、異物混入発生時のマニュアルについても、発生した事例の検証を徹底して行い、その都度、より適切な対応と再発防止に向けたマニュアルの改善を行う必要がある。
文化財課	文化財等活用整備 (清水磨崖仏の活用)	文化財の周知・活用という点において、多言語音声ガイド設備の設置は、清水磨崖仏の観光資源としての価値を高めるものであるが、他の文化財への活用にあたっては、今回設置した設備の利用実績等を十分に検討する必要もある。今後、観光資源としての活用を充実させるためには、観光部局や各関係団体等との連携を図り、市内にある文化財の情報発信に努める必要がある。

《事務事業評価シート》

◎ 事務事業の位置付け						(評価年月:令和2年6月)	
事業項目 (事務事業名)	スクールバス運行事業【6校中2校(颯娃中・田代地区分)】					作成部署	教育総務課 総務係
						担当者名	川原 守和
						連絡先	内線 4914
事業の根拠	☐ 法令	☒ 条例・規則	☐ 要綱・要領	☐ 計画	☐ その他		
根拠法令等の名称		南九州市スクールバス運行規程、へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱					
事業の分類	☐ ソフト事業(義務) ☐ ソフト事業(任意) ☐ 施設維持管理事業 ☐ 調査・計画策定事業 ☐ 補助金・負担金事業(ソフト事業) ☐ 内部管理事務 ☐ 施設など建設・整備事業 ☒ 施設など整備事業(補助金・負担金)						
教育行政上の位置付け	重点施策	教育環境の整備充実(颯娃中学校・田代地区)					
	主要事業	スクールバス運行					
事業開始年度	平成31年度				事業終了予定年度	継続	
1 事務事業の実施(Do)							
目的 (ここから成果指標を導き出す)	・対象(誰を, 何を対象に事業を実施するのか) 学校再編により遠距離通学となった颯娃中学校の生徒と旧田代小学校の児童 (小学校4km以上, 中学校6km以上=> H31年度より知覧中・川辺中の基準も統一8km=>6km)						
	・意図(対象をどのような状態にしたいのか) 学校再編により遠距離通学となった颯娃中学校の生徒と旧田代小学校の児童の通学支援としてスクールバスでの運行を行うことで児童生徒の安全な通学手段の確保を図る。						
	・どのような活動をするのか(教育委員会が行う事務事業の具体的な実施内容) ・基本スクールバス運行での調整, 但し颯娃中学校の通学に関しては当初公共交通機関の検討 JR指宿枕崎線(颯娃大川＝西颯娃間)の利用, 鹿児島交通バス(西大川＝牧之内間)の利用 鹿児島交通バス(加治佐＝牧之内間)の利用, ひまわりバスの利用、公共交通路線以外の地区 はスクールバス利用=> 登下校時間と運行時間のズレ, JRの運休頻度の高さ(運休時の代替手段の確保)等の問題 結果, 全区間をスクールバス運行による対応決定 => スクールバスの安全運行を確保しながら保護者や地域の意見を考慮した運行経路や停留場所の設定を行った。						
指標	活動指標 (活動評価項目)	・公共交通機関の利活用から, 遠距離児童生徒の通学手段をスクールバス運行に統一 ・効率の良い運行経路の設定(乗車人員・運行時間・使用車両等を総合的に調整) ・保護者, 運行事業者との協議を踏まえた停留場所の検討, 決定					
	成果指標 (成果評価項目)	・概ね自治会内に1箇所のバス停留所を設置し, 生徒のバス停までの徒歩移動も短くし, 安全な通学手段の確保ができた。 ・保護者・運行业者・地域の意見を参考に各自治会の児童生徒数を考慮しながら経路を策定し, 試運行も行い, 児童生徒の通学での負担軽減になる運行経路の設定ができた。 ・運行後, 運行時間帯に車の交通量が多い地域より停留場所についての意見が出され, 教育委員会・保護者・運行业者・地域で協議をし, 停留場所の変更をすることでより安全面での強化が図られた。					
今後の活動展開及び波及効果		・スクールバス運行全般について, 運行业者・地域・保護者・学校などと連携しながら, 安全な通学手段の確保を図って行く。 ・児童生徒の増減を把握しつつ, 運行経路・使用車両の見直し等を行うことで運行経費節減を図る。					
事業費 (千円)	平成30年度 (決算額)		令和元年度 (決算額)		令和2年度 (当初予算額 繰越含む)		
	0		65,287		71,627		

《事務事業評価シート》

2 事務事業の評価(Check)

(1) 妥当性: 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か、市が関与しなければならないか

☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	義務的要素	市が公共交通機関の利用促進を促す施策を展開している中であって、市教委は児童生徒の安全安心な通学手段を最終的に決定する必要があった。また、穎娃地区中学校再編検討委員会からの答申、田代小学校の再編に関する要望事項の中で、通学手段の確保に向けての十分な配慮と支援が求められた。さらに市立小学校将来のあり方検討委員会からの答申の中でも通学区域の広がりに対する安全確保が望まれていること等から、教育委員会として関与し、総合的に判断する必要があったと考えている。
	(事務事業の実施について市に判断の余地があるか)	
	☒ 全部 ☐ 一部 ☐ 無し	

(2) 効率性: 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られたか、コストを下げる工夫をしたか

☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	コストの削減余地は?	バス運行業者の選定については、入札の結果、最低の入札業者と予定価格内で契約を締結できた。
	☐ 削減余地ある ☐ ある程度ある ☒ 削減余地はない	

(3) 有効性: 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか、手段(実施方法)は有効か

☐ 有効 ☒ 概ね有効 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	成果指標値の達成状況	運行便数、運行時刻、気象事情による突発的な運休など、不測の事態に問題なく対処ができ、安全に確実に通学可能な運行手段(スクールバス)を決定したと考える。スクールバス運行については、穎娃地域では「穎娃地区統合中学校開設準備委員会」内の通学を協議する部会やバス運行業者と、田代地域では保護者や地域の方々やバス運行業者と複数回に渡って協議をし、事前に試運行も実施したことで、運行経路の安全確保などが確認され運行開始。運行後の課題発生時も、十分な検討と協議を重ねた上で対処し、現在大きな問題もなく運行している。
	☐ 達成 ☒ ほぼ達成 ☐ 下回る	

3 事務事業の改革・改善の方向性(Action)

一次評価	評価者(担当課長): 和田 春則	
	①今後の改革・改善の方向性	②左記の方向付けの理由
	☐ 現状のまま継続 ☒ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止	R1年度時点で、スクールバス運行は、小学校3校・中学校3校で14路線を運行している。全国的な人手不足の状況は、将来、スクールバス運行にも影響が出てくる可能性もある。運行業務委託費の節減、公共交通機関利用の一部再検討なども視野に入れた改革・改善の必要があると考える。
	③改革・改善の内容	
	R2年度は旧手養小児童が知覧小へ通学、さらにR3年度は松原小児童が別府小へスクールバス通学の予定である。通学時の安全を確保しながら経費増を極力抑えていくため、中学校の通学バスに小学児童も同乗する等の運用を進めている。これと併せて、既存公共交通機関(JRや路線バス)の利活用再調査なども必要ではないかと考える。	
評価委員の意見・提言		9～10頁のとおり

二次評価	評価者: 教育委員会	
	①二次評価の結果	②今後の改革・改善の方向性
	(1) 妥当性: ☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り (2) 効率性: ☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り (3) 有効性: ☐ 有効 ☒ 概ね有効 ☐ 課題有り	☐ 現状のまま継続 ☒ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
	③上記の方向付けの理由と改革・改善の内容(一次評価と違う部分)	

事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
スクールバス 運行事業【6 校中2校（頤 娃中・田代地 区分）】	1 小中学校の統廃合は今後徐々に拡大していくことを考えると、その都度、より安全で効率的なスクールバスの運行計画を検討することになります。頤娃中学校においては、学校周辺の交通事情等が心配されましたが、住民や利用者からの意見を積極的に取り入れ、改善されてきている様子が伺えます。田代小に関しては、下校時の田代小前停留場で渋滞が発生し、やや危険を感じる場面を見かけることがありました。国道沿いでより適切な駐車場所が見つからない事情があるようですが、今後も安全第一で常に改善に努めてほしいと思います。 2 学校再編により遠距離通学となる生徒・児童は、今後も増える傾向にあると考えます。子どもたちが安全に学校へ通学できるように、継続事業として必要な事業費を投資し、学校・保護者・地域・運行業者と連携し、通学時の安全確保につとめてほしい。 3 スクールバスの運行には地域業者を選定し、安心安全な通学手段として妥当である。十分な安全確保のために、車内での状況把握への対策もほしい。 4 バス通学になったことで、これまで行っていた放課後活動への影響はないのか。	(1～3までの意見・提言等について) 今回の事務事業の評価対象である頤娃中学校及び川辺小学校（田代地区）の児童生徒スクールバス運行に限らず、市内すべての小・中学校のスクールバス運行に関しては、子どもたちの安全確保を第一に考え、常に保護者・地域・運行事業者・学校等と協議を重ね対処してきているところがあります。（市民からの投書や保護者等からの要望など、これまでも出された都度、調査を行い、関係者と協議を重ね、ケースによってはバス停留所の変更や運行経路・使用車両などの変更等も柔軟に行ってきております。） 旧田代小学校前の停留所については、交通量の多い国道 225 号線上にあります。川辺・枕崎方面行き（下り線）の停留所には、バスの停車用スペースがありますが、鹿児島方面行き（上り線）の停留所は道路路側に停車しなければなりません。ご指摘のとおり、下校時（上り線）のバス降車の際には、道路路側に停車することから、後続の車両が渋滞するケースは多いかもしれませんが、車道と歩道が分かれ、しかも一部には横断防止柵が設置されていること等から、降車した子どもたちの安全は確保されているものと考えております。 また、不定期ではありますが、担当職員等によるスクールバス停留所の乗降状況の確認であったり、子どもたちと共にバスへ乗車を行い、運行中（乗車中）の車内の状況を把握するなどして、バス運行に係る問題点等のチェックも怠らないようにしているところでもあります。その上で、バス停留所周辺の通学路状況の確認や路線上の交差点や停留所周辺での立哨・見守り等を実施しながら、安全安心な運行の保持継続に努めております。 今後におきましても、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした不測の事態発生等にも、柔軟にかつ迅速に対処できるよう、講じてまいります。 (4～5までの意見・提言等について) 学校の始業～終業までのカリキュラムについては、原則各学校の日課表に基づいて執り行われて

	5 長期休み（夏，冬，春休み）等における，スクールバスの運行の運行状況はどうなっているのか。また，部活動や学校行事等に対しては，どのように対応しているのか。 6 バスの車種（定員数）によってコスト面に影響があると思われるが，乗車人数に適したバスで対応しているのか。 7 統合した穎娃中学校への通学は，どちらかというところ公共交通機関を使用しやすい環境にあったと思われる。それでもスクールバスを運行することになった。このことを考えると，今後の児童生徒数の減少に伴って，小学校の統廃合が行われる毎にスクールバスの運行を検討しなければならない。コスト面がおおいに関わる事項なので，中長期的な視点でひまわりバス等の運行と絡めながら検討を進めてほしい。	おり，児童生徒の登下校も日課表に合わせて定めてあります。中学校のスクールバス運行時間（特に下校時間について）は原則２回，設定（通常下校時間と部活動終了後時間の２回）をしており，部活動等をする・しないに関わらず，安心して下校できる体制を執っています。 また，夏休み等の長期休暇時のスクールバス運行についても，１日１往復の運行を行い，休暇中の部活動参加ができるよう配慮しております。このほか，学校行事等（職場体験学習・集団宿泊学習・スポーツ文化等の大会参加ほか）への対応として，バス通学運行以外の特別運行も，予め取り決めた行事等について運行をしているところです。 現在，市内３中学校を１０路線１０台のバス（大型２・中型６・小型２）で，小学校については４小学校を中型バスや小型バス，タクシー等の車両を使って運行しております。 車両車種を決定する際は，運行ルート上の各停留所毎に乗降する人数（数年先の人数まで把握します）を把握しつつ，運行時間や運行距離などを勘案しながら，最も効率の良い車種を使った積算と予算化を行い，複数年にわたる長期契約を締結し運行しているところであります。 今後，学校再編に係る保護者や地域の合意がなされ，学校の統廃合要望書が市へ提出された場合，市教委は様々な支援を講じていくことになります。スクールバスの運行もその一つです。車両の大小，運行経路の沿線状況，効率の良い運行ルート設定等々の調整から，事業者との打合せや車両整備管理に至るまで，安心安全な運行に留意していかなければなりません。 ご意見のとおり，学校再編により新たなスクールバス運行ルートを開設しなければならない場合，既存中学校バス路線にて通学する中学生たちとの相乗等ができないかなどの検討を含め，路線数の集約化・車両の集約化，そして他の交通機関の利活用再検討など，運行コストの抑制を図るための調査・調整等を行ってまいります。
--	---	--

《事務事業評価シート》

◎ 事務事業の位置付け						(評価年月:令和2年6月)	
事業項目 (事務事業名)	市指定研究協力校研究公開					作成部署	学校教育課 学校教育係
						担当者名	谷末 博隆
事業の根拠	☐ 法令	☐ 条例・規則	☒ 要綱・要領	☐ 計画	☐ その他	連絡先	内線 4922
	根拠法令等の名称						
事業の分類	☐ ソフト事業(義務) ☐ ソフト事業(任意) ☐ 施設維持管理事業 ☐ 調査・計画策定事業 ☒ 補助金・負担金事業(ソフト事業) ☐ 内部管理事務 ☐ 施設など建設・整備事業 ☐ 施設など整備事業(補助金・負担金)						
教育行政上の位置付け	重点施策		学校教育の充実				
	主要事業		個に応じたきめ細かな教育の充実, 地域の特色を生かした教育の推進, キャリア教育の充実				
事業開始年度	令和元年度				事業終了予定年度	令和2年度	
1 事務事業の実施(Do)							
目的 (ここから成果指標を導き出す)	・対象(誰を, 何を対象に事業を実施するのか) 市内の小・中学校4校を対象に, 新しい教育の動向を踏まえ, 自校の実態に応じて諸問題を解決し, 教育方法の改善を図るために, 研究指定校として, 各教科, 領域等にわたって研究協力校を委嘱し, 研究の推進を図る。						
	・意図(対象をどのような状態にしたいのか) 研究・実践を積み上げることで, 自校の児童生徒の学習意欲の向上や学力向上を図るとともに, 教員の指導力の向上を図る。また, 研究公開を行うことで研究成果を広く他校の教職員に還元できるようにする。						
手段 (ここから活動指標を導き出す)	・どのような活動をするのか(教育委員会が行う事務事業の具体的な実施内容) 研究協力校に対しては, 次に掲げる研究上の支援を行う。 (1) 研究費(消耗品費)として, 1か年につき1校3万円ずつの補助 (2) 指導助言者の派遣(鹿児島大学 高谷准教授, 県総合教育センター, 市指導主事) (3) 資料の配布 (4) その他必要な支援						
指標	活動指標 (活動評価項目)	①研究・実践の取組によって, 研究指定校の教育活動の充実が図られたか。 ②指導主事等を適宜, 講師派遣し, 研究テーマに関する情報の収集, 整理, 分析及び提供を行い, 研究指定校の支援ができたか。 ③研究指定校の研究成果を他の小・中学校に還元できたか。					
	成果指標 (成果評価項目)	①各研究指定校の研究・実践の成果が児童生徒や教員の具体的な姿に表れているか。 ②市内全小・中学校において, 研究指定校の研究成果が共有され, 各学校の教育活動の充実に資する研修会が行われたか。					
今後の活動展開及び波及効果		今年度は, 研究指定期間の2年目にあたり, どの学校も研究公開を予定している。それぞれの研究指定校の研究成果や市内の小中学校への研究成果の還元に大きな期待を寄せている。					
事業費 (千円)	平成30年度 (決算額)		令和元年度 (決算額)		令和2年度 (当初予算額 繰越含む)		
	85,527		119,252		120,000		

《事務事業評価シート》

2 事務事業の評価(Check)

(1) 妥当性: 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か, 市が関与しなければならないか

☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	義務的要素 ☒ 全部 ☐ 一部 ☐ 無し (事務事業の実施について市に判断の余地があるか)	学校教育の充実を図っていく施策として, 本事業の貢献度は大きい。本市の教育政策の基本目標実現と各校の研究テーマは, 直接的に関わっている。 (顕娃小: キャリア教育 九玉小: ICT, 松ヶ浦小: 生活科・社会科 知覧小: 校内研修の在り方) さらに研究・実践によって, 研究指定校だけでなく, 研究公開を通して研究成果の発表がなされる。他の学校は, 研究指定校の成果を生かして, 自校の教育活動の改善に役立てている。市内の全ての小・中学校の教育活動の充実につながっているため。

(2) 効率性: 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られたか, コストを下げる工夫をしたか

☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	コストの削減余地は? ☐ 削減余地ある ☐ ある程度ある ☒ 削減余地はない	本事業においては, 事業費等は1校あたり3万円の研究助成をしている。研究・実践の成果は, 各学校の児童生徒や教員の具体的な姿に表れていると考えるため。

(3) 有効性: 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか, 手段(実施方法)は有効か

☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	成果指標値の達成状況 ☐ 達成 ☒ ほぼ達成 ☐ 下回る	①各研究指定校の研究・実践の成果が児童生徒や教員の具体的な姿に表れている。 ②学校の要請に応じて, 指導主事等の講師派遣を行っている。顕娃小: 5回, 九玉小: 5回, 松ヶ浦小: 4回, 知覧小3回 ③市内全小・中学校において, 研究指定校の研究成果が共有され, 各学校の教育活動の充実に資する研修会を行った。教頭研修会における情報交換年5回

3 事務事業の改革・改善の方向性(Action)

一次評価	評価者(担当課長): 竹下 公博	
	①今後の改革・改善の方向性	②左記の方向付けの理由
	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止	本事業は各学校の希望によって, 2年間を研究指定校として指定し, 2年目には研究公開を行っている。学校の自発的な取組, 裁量の幅が大きく, 各学校のニーズが十分に反映されている研究指定事業である。
③改革・改善の内容 新型コロナウイルス感染症の予防対策を万全に行った上で, 研究公開をしなければならない状況である。研究指定校の校長の意見を尊重しつつ, 今後の運営を工夫・改善していきたい。		
評価委員の意見・提言		13~17頁のとおり

二次評価	評価者: 教育委員会	
	①二次評価の結果	②今後の改革・改善の方向性
	(1) 妥当性: ☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り (2) 効率性: ☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り (3) 有効性: ☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
③上記の方向付けの理由と改革・改善の内容(一次評価と違う部分)		

事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
市指定研究協力校研究公開	1 これから子どもたちが、主体的に学び考え表現することを見据えた施策として期待できる。今後他校へも指定を行ってほしい。 2 学力向上を図ること教員の指導力の向上を図ることは、とても重要なことであると思います。この事業に取り組むことによって、各学校の教育活動の改善につながります。是非、市内の小中学校で、この研究の成果を共有し、学校教育の充実を図ってほしい。今後も、教員の自己研鑽の場として、事業を継続してください。 3 市内4校で研究を進め、研究公開にてその成果を発表し有意義であると思われる。4校以外の小・中学校が自校の教育活動の改善に努めているのであれば、その成果を発表する場を設けて、教育に携わる者だけでなく南九州市全体で共有できるようにしてほしい。研究協力校以外の学校の取組も、もっと公表してもらいたい。	(1～3までの意見・提言等について) 本事業は、「主体的・対話的で深い学びの実践」「言語活動の充実」など、今日的な教育課題を学校ぐるみで研究することにより、課題解決の方向性を探り、その成果を他校に広げることにより、市全体の教育の向上を目指しています。 市指定研究協力校の研究テーマは、次のとおりです。 ○ 頤娃小学校「汎用的能力の育成につながる「活用力」を高める言語活動の取組」 ○ 九玉小学校「思考力・判断力・表現力の育成を目指した学習指導法の工夫・改善」 ○ 知覧小学校「自分の思いや考えを伝えられる子供の育成」 ○ 松ヶ浦小学校「活気あふれる主体的で対話的な深い学びのある授業づくり」 この4校は、平成31年4月から、市教育委員会の指導・支援を受けながら研究を進めており、本年の10月から2月にかけて、市内外の教職員の参加のもと、その成果を公開する予定です。 また、市指定研究協力校以外の17校についても、独自に研究テーマを設定して、指導主事や外部講師等の指導を受けながら、各学校の教育課題の解決を図っています。 各学校の研究テーマは、次のとおりです。 ○ 宮脇小学校「対話的な学びを通して、考えを高めあい、深め合う授業づくり」 ○ 別府小学校「考える力を高める国語科の授業づくり」 ○ 松原小学校「自己実現に向け、自分の考えを伝え合う子供の育成」 ○ 青戸小学校「分かる・できる喜びを実感できる子供の育成」 ○ 栗ヶ窪小学校「考えを伝え合い、意欲的に取り組む子供の育成」 ○ 霜出小学校「子供一人一人が主体的に考え、共に学びを深める授業づくり」 ○ 浮辺小学校「分かる・できる喜びを味わい、思考力・表現力を育てる学習のあり方」 ○ 中福良小学校「運動の楽しさや喜びを味わい、

	4 今年度はコロナウィルス感染症の影響で、授業時数の確保に苦勞されていると思います。児童生徒は、授業が落ち着かないことから不安を持っていることも考えられますが、各担任は毎時間の授業をより効率的に行い、定着度を上げることが求められます。教師の授業力向上が必須であることを考えると、授業研究を進めることは大変重要であると考えます。しかし、研究を推進しても、全ての教員の授業力を向上させることは、難しいことも事実であると思います。特に新採教員は、日々の授業や学級経営に戸惑いながら格闘していることと思われます。新採研修の体制は県レベルで整えられているとはいうものの、日々の授業	主体的に運動に取り組む児童の育成」 ○松山小学校「一人一人が授業に参加し、できたという実感や学び合う楽しさを味わう算数科の学習」 ○川辺小学校「自ら考え行動する児童の育成」 ○高田小学校「複式学級指導に向けての指導体制や環境等の整備について」 ○清水小学校「授業のユニバーサルデザイン化の推進」 ○勝目小学校「進んでコミュニケーションを図る外国語・外国語活動の創造」 ○大丸小学校「語る・語らせる・語り合わせるの表現力の育成」 ○穎娃中学校「これからの時代を生き抜く力の育成」 ○知覧中学校「主体的・協働的に学ぶ生徒の育成」 ○川辺中学校「自己肯定感を高める教育活動を実践するためにどうあるべきか。」 各学校の研究成果は、市の校長研修会、教頭研修会、校内研修の在り方研修会等で、学校間を越えて情報を共有できるようにしてまいります。 教員は、校内研修だけでなく、日頃から管理職が授業参観を行ったり、個別に面談を行ったりして指導、助言を受けながら過ごしております。また、先輩教員が若手教員に授業のポイントをアドバイスしたり、資料提供をしたりすることも日常的に行われております。 新規採用教員の研修は、県総合教育センター等で行う校外における研修の他に、各学校で行う研修も年間130時間程度計画されています。 校内での研修は、校長、教頭による指導の他、経験豊富な先輩教師が指導教員となり、日々の授業、学級経営などを随時指導したり、指導教員以外の教師も研究授業等を通して助言をしたりするなど、学校全体で初任者を育成する体制を整えています。 学級にADHD（多動性症候群）やLD（学習障害）などの発達障害がある子供が在籍する場合は、担任一人が苦慮することがないように、特別支援教育支援員を配置するなど、複数で授業を行
--	--	---

	を参観し適時にアドバイスできる体制は、各学校で整えなくてはなりません。新採だけでなく、児童生徒と日々向き合い適切に指導することのできない教員や発達障害児童生徒の対応に苦慮している教員を、学校でどうサポートしていくかは大変重要な課題であると思われます。研修や講師派遣も大切ではありますが、目立たなくても日々の学級経営や授業力向上に向けた各学校の取組も、充実させてほしいと思います。 5 社会の情報化が進むなか、ＩＣＴ教育の重要性は高まっていると思われます。現在、小学校、中学校におけるＩＣＴ教育の普及率と、今後の計画はどうなっているのでしょうか。	う体制を整えています。 教員が一人で悩みを抱え込まないような指導体制、職場の環境作りについては、今後とも配慮してまいります。 市内の小中学校におけるＩＣＴ環境について、パソコンの普及率は、昨年度末の段階で、８１３台整備しており、３人当たり１台となっております。 また、このうち、可動式であるタブレット型パソコンは５６９台で約７０％となっております。 大型テレビやプロジェクターなどの大型提示装置については、各学校平均２０台程度整備しております。 今後の計画については、国のＧＩＧＡスクール構想に基づき、市内小中学生にも１人１台のタブレット型パソコンを今年度中に整備する予定となっております。また、今年度中に市内全小中学校の体育館に無線ＬＡＮの工事を実施するほか、タブレット型パソコン購入に備え、充電できる保管庫を整備するとともに、児童生徒数の多い３中学校、知覧小学校、川辺小学校の５校については、ＩＣＴ環境が授業で活用される機会が増えることが予想されるため、無線ＬＡＮの補強工事を実施いたします。 このようにＩＣＴ環境の整備が進む中、教職員に対する研修を実施し、情報モラル教育、情報セキュリティ教育についても指導の徹底を図ったりしてまいります。
--	---	---

	6 市指定研究協力校以外の 17 校については、独自の研究テーマを設定しているとのことだが、共通のテーマを設定したほうが、相乗効果が期待できるのではないか。 7 清水小学校の研究テーマが「授業のユニバーサルデザイン化の推進」となっているが、具体的にはどのような内容か。 8 学校教育に関しては、新型コロナウイルスの影響で大転換を迫られ、リモート授業など、学校に集まることが出来ないという状況が、今後無いとは言えない。G I G A スクール構想を前倒しでやれるよう国も動いているが、パソコン、タブレットを教えていくのは教員なので、各学校でリモート授業等の研究をしないといけないのではないか。ただ一方では、黒板、チョークを使った授業の大事さを教員は分かっているし、パソコン、リモートで出来ることには限界がある。そうだとすると、集合学習で	市の指定校 4 校の研究テーマについては、市全体の教育課題に関わるもの、又、研究自体が他の学校にも効果が得られるものを、学校と市教委とで調整してテーマ設定をしており、結果として、今日的課題である言語活動や、主体的な学びに集約されたテーマとなっています。 研究指定校以外の 17 校については、各学校の実態に応じた教育課題を、それぞれの学校で、1 年かけて重点的に解決しようと表したものがテーマとなっているため、学校で違いが生じているところです。また、このテーマについては、1 年ごとに解決状況を見ながら、複数年続けたり、次のテーマを設定したりしています。 なお、研究指定校以外の 17 校の成果についても、他の学校に紹介できる場を設けたほう良いと提言をいただきましたが、発表の場を設けたり成果物を配布するなど、各学校で研究成果を共有できるよう、提言を取り入れていきたいと考えます。 教科を算数に特化して、どの子どもにも分かるよう出来るようにするため、チョークの色の使い方や、説明物の大きさや提示の仕方を工夫するなど、すべての子どもたちの理解が深まるような環境づくりを、重点的に研究しています。 本年度中に 1 人 1 台のタブレットパソコンを整備するなど、ハード面は整えつつありますが、子どもたちには教師が指導しなければなりません。I C T の活用については、市が責任をもって先生たちを育てるべきであると考えますので、今後、先生たちを育成する研修（各学校の代表を集めて伝達、若しくは、直接指導など）に取り組んで参ります。なお、本市は通信環境がまだ整っていない地域もあり、実際、学校と家庭を結ぶリモート学習をさっそうと来年度から実施することは難しいと思われますが、例えば、学校のなかで一つの教室を A 教室と B 教室に分けるなど、リモート学習を模擬的に行えば、先生たちも慣れてくるのではないかと考えます。また、子どもたちもコロナ禍の中では、主体的で対話的な学習（身体や顔を近づ
--	---	--

	やれることとリモートでやれることを分ける必要があると思うが、集合しなくても出来る学習が本当にあるのかは疑問である。今後研修していく上で、教科別の研究も必要だが、GIGAスクール等に関する研究を、どんどん先進的に進めていかないと、子どもたちがどんどん遅れていくと思われる。 また、学校に集まらないのであれば、公民館等のWi-Fi環境やタブレット等を整備し、地域の方に子どもの指導をお願いするなどして、公民館をリモート学習の場とするのも、密を避ける一つの手段だと思う。	けて子どもたち同士での話し合いをさせるなど） ができません。そこでタブレットを使って子どもたち同士の意見交換を促すなど、ICTの様々な活用が考えられます。そういったことを指導していくのは、市教委の責任だと感じています。 リモート授業については、学校が変わると同時に、保護者や社会の意識も変わり、協力体制が出来上がらないと、良い方向へ進まないと思われるため、社会的な変革が必要だと感じています。しかしながら、子どもたちのコンピューターの扱いが世界的に遅れているという指摘もありますので、そのことも意識しながら、対面授業で教育効果を上げてきた教員の意識改革を進め、ICT技量を高めていくと共に、保護者の意識も変わっていただき、協力体制が構築できるような社会に変わってほしいと願っています。
--	--	---

《 事務事業評価シート 》

◎ 事務事業の位置付け						(評価年月:令和2年6月)	
事業項目 (事務事業名)	自主文化事業の充実					作成部署	社会教育課 文化振興係
						担当者名	田之上 真一
事業の根拠	☐ 法令	☒ 条例・規則	☐ 要綱・要領	☐ 計画	☐ その他	連絡先	内線 4972
根拠法令等の名称	南九州市文化会館条例						
事業の分類	☐ ソフト事業(義務) ☒ ソフト事業(任意) ☐ 施設維持管理事業 ☐ 調査・計画策定事業 ☐ 補助金・負担金事業(ソフト事業) ☐ 内部管理事務 ☐ 施設など建設・整備事業 ☐ 施設など整備事業(補助金・負担金)						
教育行政上の位置付け	重点施策		文化活動の推進				
	主要事業		自主文化事業の充実				
事業開始年度	平成19年度			事業終了予定年度	未定		
1 事務事業の実施(Do)							
目的 (ここから成果指標を導き出す)	・対象(誰を, 何を対象に事業を実施するのか) 南九州市内の住民(幼・保・小・中も含む)及び近隣市住民						
	・意図(対象をどのような状態にしたいのか) 南九州市民に対して芸術鑑賞事業を開催し, 心豊かで想像力をもった地域文化の発展と振興を図り, 市民の文化意識の高揚と文化活動の向上を図る。						
手段 (ここから活動指標を導き出す)	・どのような活動をするのか(教育委員会が行う事務事業の具体的な実施内容) ① 一般市民を対象に講演会, 芸術鑑賞等を年間5回実施する。(市民大学) ② 未就学児と保護者を対象にした鑑賞会, 児童生徒向けの芸術・音楽鑑賞事業を実施する。 ③ 一般市民を対象にした, 陸上自衛隊西部方面音楽隊等の音楽鑑賞を実施する。						
指標	活動指標 (活動評価項目)	① 効果的な広報活動を実施, 多くの市民の文化活動への参加が得られたか。 ② 対象者に応じた演劇・音楽等の鑑賞活動を実施できたか。 ③ 参加者が満足できる自主文化事業であったか。					
	成果指標 (成果評価項目)	① 市民大学への参加者数の増加はあったか。 ② 陸上自衛隊西部音楽隊への参加者は, 市内全域からの参加であったか。 ③ 児童生徒は鑑賞事業に積極的に参加したか。 ④ 自主文化事業の開催に関して, 市民からの意見要望は把握できたか。					
今後の活動展開及び波及効果	市民を対象にした演劇・音楽・講演会等を実施することで, 市民の文化意識の高揚が図られ地域文化の振興に寄与できる。今後も, 多くの市民が参加できる自主文化事業の企画を行っていく。						
事業費 (千円)	平成30年度 (決算額)		令和元年度 (決算額)		令和2年度 (当初予算額 繰越含む)		
	4,143		4,797		4,250		

《事務事業評価シート》

2 事務事業の評価(Check)

(1) 妥当性: 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か, 市が関与しなければならないか

	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り	義務的要素 (事務事業の実施について市に判断の余地があるか) ☒ 全部 ☐ 一部 ☐ 無し	一般市民を対象に芸術・音楽鑑賞や講演会を中心にした市民大学と自衛隊演奏会を開催し, 児童向けの青少年劇場を開催することは, 市民の文化活動の振興に大きな役割を果たすとともに, 心豊かな児童生徒の育成に関しても大事な事業である。市民からも, 自主文化事業は地域文化の活性化, 芸術・鑑賞能力の向上及び情操教育にもつながり, 地域活性化の面からも継続を要望する声がある。

(2) 効率性: 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られたか, コストを下げる工夫をしたか

	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り	コストの削減余地は? ☐ 削減余地ある ☐ ある程度ある ☒ 削減余地はない	児童の鑑賞事業に関しては, 地域毎の輪番制に実施しており, 市内の児童が等しく鑑賞体験に参加できるようにしている。また, 市民向けに関しては, チラシを全戸配布するなど広報に努め, 多くの方の参加を得ている。事業費に関しては, 中学生向けに「文化芸術による子供育成総合事業」を利用したり, 受講料を徴収するなどしてコスト削減にも取り組んでおり, 削減の余地はない。

(3) 有効性: 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか, 手段(実施方法)は有効か

	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	成果指標値の達成状況 ☐ 達成 ☒ ほぼ達成 ☐ 下回る	令和元年度の市民大学参加者は, 1,116人と多くの市民が受講しているが, 受講生は高齢者が多く, 若者の参加を促すような取り組みも必要である。自衛隊西部方面音楽隊については, 入場券配布当日で全ての券がなくなるなど盛況である。自主文化事業の参加者からは, 今以上の事業の企画を望む声もあり, 事業の有効性は大きく, 市民の文化活動の振興と地域文化の活性化に係る期待も大きい。

3 事務事業の改革・改善の方向性(Action)

一次評価	評価者(担当課長): 山田 哲夫	
	①今後の改革・改善の方向性 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止	②左記の方向付けの理由 市民の文化活動の振興と地域文化の活性化を図るために, 市民のニーズに合わせた鑑賞事業や講演会等の自主文化事業を開催し, 心豊かな人づくり・凜とした文化づくりに努めるとともに, 文化活動のさらなる充実を促したい。
	③改革・改善の内容 より多くの市民や多様な年齢層が参加できる機会の拡充を図るため, 文化事業に関する情報, 講師情報等を積極的に発信しより多くの市民に周知するように努める。さらに, 事業実施時のアンケート等を行い, 市民のニーズを把握するとともにその結果を事業改善に活かしていく。	
評価委員の意見・提言		20～22頁のとおり

二次評価	評価者: 教育委員会	
	①二次評価の結果 (1) 妥当性: ☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り (2) 効率性: ☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り (3) 有効性: ☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	②今後の改革・改善の方向性 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
	③上記の方向付けの理由と改革・改善の内容(一次評価と違う部分)	

事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
自主文化事業の充実	1 事業は継続していくべきであり、事業費も効率的であると思います。実施内容としては、①未就学児と保護者②児童向け③生徒向け④一般市民向けと、わけて芸術・音楽鑑賞事業を企画するなどの工夫をしながら、今後も続けてほしい。 2 若者の参加の為、社会教育関係団体、各種ボランティア団体へ優待券を送り、ひとつの学びの場として機会を与えることも考えのひとつではないか。 3 市民大学については、受講生の多くが高齢者であることから、今後は多様な年齢層が参加できる工夫が必要であり、市民のニーズを把握するためのアンケートについては、対象者・実施時期等、検討してほしい。 4 令和元年度の市民大学は、すべて土曜日の午後2時から開催されているが、そのことが若者の参加が少ない要因の一つではないのか。例えば日曜日や平日の夜など、開催日時の見直しは行わないのか。	①未就学児向けにつきましては、隔年でマスクプレイミュージカルを実施し、市内外の保育園・幼稚園等に案内をしているところです。 ②児童向けにつきましては、マスクプレイミュージカルと隔年で「市町村による青少年劇場」を実施し、旧町を持ち回ること、小学校の6年間に1回は、鑑賞できるようにしているところであります。 ③生徒向けにつきましては、国の「文化芸術による子供育成事業（巡回公演事業）」を利用し、昨年度は知覧中で、本年度は川辺中（予定）で演劇鑑賞や、交響楽団の演奏会を実施しています。 ④一般市民向けとしまでも「市民大学」や「陸上自衛隊西部方面音楽隊演奏会」を実施しています。 今後も各種助成事業等を利用しながら企画して参りたいと考えています。 優待券の配布も一つの方法であります、今後、若者のニーズを把握しながら曜日等についても検討して参りたいと考えています。 市民のニーズを把握するために開講式と閉講式にアンケートを実施しました。 今後は、参加者以外の方々にも機会を捉え、また、広く市民の声を聞くためホームページや社会教育団体等へもアンケートの実施を検討したいと考えます。 今まで、市民大学につきましては、土曜日の午後2時に開催して参りましたが、今後、日曜日や夜の開催等につきましても実施できるかどうか検討していきたいと考えています。

	5 市民のニーズに合わせながらも、郷土の特色、地域文化、家庭教育、社会教育につながる市民大学の役割は大きいのではないかと。ここ数年、民間報道企業MBCのタレントを使っているが、公費事業として、ひとつの企業との癒着と思われたいよう見直すべきである。 6 市民大学の受講者は、文化意識の高い市民がほとんどだと思われる。若年層など幅広い層の受講を求めるのであれば、市民大学の改善が必要である。回数の変更や受講者選定の仕方（前年度受講者のみの選定など）、講義・講演ではなく受講者参加型内容等、思い切った変更を検討してはどうだろうか。受講者が集まらないかもしれないというリスクは当然出てくると思うが、チャレンジする価値はあると思う。 7 文化度の高い市町村をどのように創造していくかは、大変重要だと考えます。これまで日本が経済成長するに従って、どの市町村も多く文化施設を建て、様々な文化事業を拡大してきました。しかし、今後はその建物をどのように縮小し、事業をどのように減らすのが課題になっています。各種文化団体も構成員は年々高齢化し、運営が難しくなっています。文化活動を行う人々も高齢者化が進んでいます。これまで通り、市が文化事業を推進するとしたら、人数的に多い高齢者向けのものにならざるを得ません。川辺にはフィルハーモニー楽団やジャズバンドがあり、知覧には劇団や各種伝	予算の範囲内で市民のニーズに応えながら教養や豊かな生活に資する内容になるよう計画しています。 今後は、MBCタレントも含め、様々な方面の講師を招へいできないか検討して参りたいと考えます。 市民のニーズ把握や日時等も鑑みながら若者が参加しやすい運営の在り方を探って参りたいと考えています。 各種文化団体におきましては、高齢化が進み、運営が困難になっている団体も見受けられるところですが、このことについては、文化協会各支部長会や理事会等で話題にしているところであります。 小学生や中・高校生については、これまで文化祭やみどりの美術展等に作品応募を促しているところですが、今後更に、様々な機会を捉えて参加や応募等を促して参ります。 また、今後、地域の特性を生かした文化団体の育成も必要となってきたことから、中央公民館や文化財課と連携をとりながら文化団体の育成等に努めて参りたいと考えています。
--	--	---

	統芸能があります。顕娃には美術愛好家が多数います。南九州市にある文化活動を、今後どのように保存しながら継続発展させていくのかを、広く議論していく時期に来ているのではないのでしょうか。小学生や中高校生も、もっと広域で文化活動に参加できる方策を考えていきたいものです。今、指導者がいる間に、後継者育成のシステムを構築してほしいと思います。 8 自主文化事業については、何年か前も評価対象事業に上がり、その際も、若者の参加をお願いしたいという内容だったかと思うが、そこから何か改善があったのか。 また、市民大学のアンケートは、どのような内容か。	若者の参加については、今のところ効果が見込める取組み等は見えてきていませんが、今後、広く市民に周知するため、ホームページの活用や社会教育団体（青年団）等にも意見を伺いたいと考えています。 市民大学のアンケート内容については、講座の感想、日時、講師、今後聞きたい講座などを、開校式や閉校式時にアンケート調査し、その結果を基にして、講師選定等の参考としています。
--	---	---

《事務事業評価シート》

◎ 事務事業の位置付け					(評価年月:令和2年6月)	
事業項目 (事務事業名)	市民総学習の気風づくりと身近な学習機会の拡充				作成部署	中央公民館 公民館係
					担当者名	塗木 清久
事業の根拠	☒ 法令	☒ 条例・規則	☐ 要綱・要領	☐ 計画	☐ その他	
根拠法令等の名称	社会教育法, 南九州市公民館条例				連絡先	内線 5433
事業の分類	☒ ソフト事業(義務) ☐ ソフト事業(任意) ☐ 施設維持管理事業 ☐ 調査・計画策定事業 ☐ 補助金・負担金事業(ソフト事業) ☐ 内部管理事務 ☐ 施設など建設・整備事業 ☐ 施設など整備事業(補助金・負担金)					
教育行政上の位置付け	重点施策	生涯学習の充実				
	主要事業	中央・地区公民館講座の内容充実				
事業開始年度	平成19年度			事業終了予定年度	未定	
1 事務事業の実施(Do)						
目的 (ここから成果指標を導き出す)	・対象(誰を, 何を対象に事業を実施するのか)					
	市民					
	・意図(対象をどのような状態にしたいのか) 市民, 自らが学びたいと思う公民館(生涯学習)講座を実施すると共に, 学習の成果を広く発表する場を提供することにより, より身近な学びの場を構築する。					
手段 (ここから活動指標を導き出す)	・どのような活動をするのか(教育委員会が行う事務事業の具体的な実施内容)					
	○講座受講生に対しアンケート調査を実施。 ○中央・地区公民館の施設内で作品展示を行うことはもとより, より多くの市民が訪れる施設, 文化会館等を活用し, 学習の成果を発表する場を設ける。					
指標	活動指標 (活動評価項目)	○アンケートの集計結果に基づき, 市民のニーズと公民館講座での学習効果を集計・分析する。 ○学習の成果を発表する機会を設けたことで, 市民へ情報提供をすることができたか。また, 工夫した展示ができたか。				
	成果指標 (成果評価項目)	○講座のメニューの見直しを図り新規講座を, どの程度開設できたか。 ○新規講座を開設したことによって, 新規の受講者がどの程度増えたか。 ○学習の成果を発表する機会を設けたことで, 受講者の学びの意欲が増したか。また, 新規受講者の獲得につながったか				
今後の活動展開及び波及効果	市民の学びたいという意欲が身近な場所にあると感じられることで, 市民総学習の気風を高めると共に, 市民のふれあいも図られる。					
事業費 (千円)	平成30年度 (決算額)		令和元年度 (決算額)		令和2年度 (当初予算額 繰越含む)	
	4,723		2,773		3,231	

《事務事業評価シート》

2 事務事業の評価(Check)

(1) 妥当性: 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か, 市が関与しなければならないか

☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	義務的要素 ☒ 全部 ☐ 一部 ☐ 無し (事務事業の実施について市に判断の余地があるか)	アンケート調査は、対象が小学生から高齢者まで幅広いこともあり、市民が何について学ぶことを欲しているのかを把握するのに重要な手段である。アンケートの結果を集計・分析し、講座の内容等も十分協議し、内容が重複や偏ることなく講座開設に向けリーフレットを作成し、開設に向けた準備を行った。学習の成果を発表する場についても、場所や時期が毎年度同じにならないよう工夫した。成果の発表の場は講座生のみならず、市民の学んでみたいという気持ちを向上させることも考えられることから、今後も創意工夫して展開していきたい。

(2) 効率性: 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られたか, コストを下げる工夫をしたか

☐ 効率的 ☒ 概ね効率的 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	コストの削減余地は？ ☐ 削減余地ある ☐ ある程度ある ☒ 削減余地はない	事業費は、主に講座講師に対する謝金である。受講生も高齢者から小学生までといった幅広い年齢層に対応した講座を企画するとなれば、これ以上の予算の削減は講座の規模縮小だけでなく、市民の学びに対する意欲の減退にも繋がる。

(3) 有効性: 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか, 手段(実施方法)は有効か

☐ 有効 ☒ 概ね有効 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	成果指標値の達成状況 ☒ 達成 ☐ ほぼ達成 ☐ 下回る	ほとんどの講座で、受講申込が定員を超える状況にある。受講者の多い講座については、自らで運営していく自主講座に移行することも今後は必要と感じる。また、講座の主な役割は、市民に学習の機会を提供することであるが、市民の交流の場としての役割を果たしていることも考えると、事務事業の活動量に見合った成果を上げていると考える。

3 事務事業の改革・改善の方向性(Action)

一次評価	評価者(担当課長): 今村 博文	
	①今後の改革・改善の方向性	②左記の方向付けの理由
	☐ 現状のまま継続 ☒ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止	前例主義から脱却し、市民のニーズを把握して生涯学習の推進を図る必要がある。そのためには、受講生からのアンケート調査をはじめ、広く市民全体からの要望調査も行い、より充実した講座が展開できるようにする。
	③改革・改善の内容	
	多くの市民の学びやすい環境づくりと学習機会の拡充を図るため、人材バンクの内容充実や、工夫、学習成果の発表の場の提供を行うとともに、その情報の発信を行っていく。 また、受講生の多くが比較的年齢層が高いことから、若年層を対象にした講座の充実を図っていく。	
評価委員の意見・提言		25～26頁のとおり

二次評価	評価者: 教育委員会	
	①二次評価の結果	②今後の改革・改善の方向性
	(1) 妥当性: ☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り (2) 効率性: ☐ 効率的 ☒ 概ね効率的 ☐ 課題有り (3) 有効性: ☐ 有効 ☒ 概ね有効 ☐ 課題有り	☐ 現状のまま継続 ☒ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
③上記の方向付けの理由と改革・改善の内容(一次評価と違う部分)		

事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
市民総学習の 気風づくりと 身近な学習機 会の拡充	1 市民、自らが学びたいと思う環境を整えることは、大切なことであり、公民館が生涯学習の場としての役割をもつことは必要であると思います。また、市民のニーズに合わせた学びの場をつくり、多くの市民に参加してもらう事を目的にアンケートを実施することも重要である事から、これまでのアンケート用紙（内容を）見直して受講生のみ調査するのではなく、時には市民から広く調査してもいいのではと考えます。 2 アンケート内容の見直しだけでなく、回答率を上げるための対策も必要ではないかと考えます。 3 若年層を対象とした新規講座の開設を模索することも大事だが、既存の講座開設についても内容等の見直しが必要ではないか。 4 生涯学習、地域活動のプラットフォームとして、今後、期待される公民館の動向が気になる。ここでの学習機会の拡充は、市民の学びの意欲の向上とともに、アンケート調査、人材バンクを行うことにより、今後の地域活性化、コミュニティプラットフォーム構築のひとつに結びつけていってほしい。	より多くの市民の皆様に生涯学習の機会をもっていただくとともに、ニーズに応えられるようにするため、アンケート調査の内容の見直しや、各種研修会や催し物の機会を利用して多くの市民からの意見を得られるように、調査の実施方法など改善していきたいと考えます。 受講生への調査や、各地区で実施される文化祭でのアンケート調査に加えて、市民全体を対象にした調査も検討していきたいと考えます。 既存の講座内容については、講座の開催の都度感想や要望などを報告していただき、意見の収集に努めています。また、講座の年度修了時にもアンケート方式で講座の感想や要望などについて意見を把握して、受講生からの要望があれば見直しも行っていきたいと考えています。 地区公民館の講座については、受講生に対して講座実施の都度、受講した内容について感想を出してもらっています。また、講座の最終日には講座の感想や今後の要望調査を行い、その内容を検討して次年度の講座へつないでいます。学びの機会を増やすと共に、多くの市民に受講していただき、公民館を拠点とした地域活性化に繋がるように努めてまいります。

	5 人材バンク（ふるさとの知恵袋）については、内容の充実を図るためにも、登録者・保管・活用方法等の見直しを定期的に実施する必要があると思います。 6 生涯学習が推進されるようになって久しいですが、「学んだことをどう活かすが」が大切だと言われてきました。「学び」をどう拡大するかだけでなく、「学びを活かす場」をどのように創造するかを考えていきたいのです。住民は心の中では「やってみたいこと」を持っていますが、それをどうやって実現していくかはわからないでいます。実際、学んだことを活かす場がない。活かす場があることで「学びが深まる」「学びが発展する」といえるように思います。活かす場は市全体の広域で考える場合もありますが、地区ごとに活かす場を作ることも考えていきたいものです。 7 学習と活動をつなぐシステムの構築が、確立されているかが疑問である。住民自らが社会教育計画を立案し、プロジェクトを立ち上げて実行していくシステムづくりが必要と思われる。公民館の施設の管理と、講義や講演会の企画・運営を分けて検討することができれば、住民自らが社会教育計画を立案しやくすなるのではないだろうか。	人材バンク（ふるさとの知恵袋）については、平成 28 年 11 月に改訂をしています。その後、内容については見直しを行っていなかったことから、今後はその都度見直しを行うとともに、各種団体や地域から情報の収集を行うなど、人材の発掘にも務めていき、新たな講座の開設へと繋げていきたいと考えます。 受講した成果を発表する場は、各地域の文化祭や、催し物等の機会を利用して、講座で学んだ作品等を展示発表するとともに、自主講座に切り替えて更に学びを深めて行けるように誘導を図っていきたいと考えます。 生涯学習を振興するためには学習する人々の視点に立って地域の学習活動を企画、立案、評価することが大切です。自らが学びたい内容の講座の開設と、受講した成果を発表する場を新たに発掘して行くとともに、これからの生活に役立てられるようにシステムを構築していきたいと考えます。
--	---	---

《事務事業評価シート》

◎ 事務事業の位置付け						(評価年月:令和2年6月)	
事業項目 (事務事業名)	各関係団体との連携					作成部署	保健体育課 国体推進係
						担当者名	轟木 慎一
事業の根拠	☐ 法令	☐ 条例・規則	☐ 要綱・要領	☐ 計画	☒ その他	連絡先	内線 4941
	根拠法令等の名称 第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」南九州市実行委員会会則等						
事業の分類	☐ ソフト事業(義務) ☒ ソフト事業(任意) ☐ 施設維持管理事業 ☐ 調査・計画策定事業 ☐ 補助金・負担金事業(ソフト事業) ☐ 内部管理事務 ☐ 施設など建設・整備事業 ☐ 施設など整備事業(補助金・負担金)						
教育行政上の位置付け	重点施策	第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」, 第20回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」への取組の推進					
	主要事業	第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」南九州市ソフトボール競技開催					
事業開始年度	平成28年度				事業終了予定年度	令和2年度	
1 事務事業の実施(Do)							
目的 (ここから成果指標を導き出す)	・対象(誰を, 何を対象に事業を実施するのか) 競技団体との連携強化を図りながら, 全国各地から訪れる人々を, 学校, 自治会, 各種女性団体連絡会等の協力のもと, 市民総参加で心のこもったおもてなしでお迎えし, 大会を成功に導く。						
	・意図(対象をどのような状態にしたいのか) 市民の主体性及び創造性と情熱を結集し大会を成功に導き, 市民総参加で全国各地から訪れる人々を心のこもったおもてなしで迎え, 南九州市らしさを活かした感動を与え, PRする大会として開催する。						
手段 (ここから活動指標を導き出す)	・どのような活動をするのか(教育委員会が行う事務事業の具体的な実施内容) 大会の開催にあたっては, 近年の経済状況や国体改革の趣旨等を踏まえ, 市内の既存施設の有効活用などによる効率化と, ボランティアなどの協力を得て, 市民協働による大会を目指します。また, この大会を契機に, 本市の素晴らしい自然や歴史, 産業・観光・文化を広く全国にアピールし, さらに, 市民のだれもが豊かで潤いのあるスポーツライフを実現できるように, 一層のスポーツ基盤の充実と健康づくりに努め, 本市のまちづくりの発展に大きく寄与するよう推進します。						
指標	活動指標 (活動評価項目)	○実行委員会がうまく機能されているか。 ○競技団体との連携が図れたか。 ○広く市民に情報が提供され, 期待と関心が高まり気運が盛り上がっていたか。 ○市民総参加の取組がされているか。					
	成果指標 (成果評価項目)	○競技団体の理解と協力が得られ連携が図れたか。 ○学校や自治会・関係団体等の開催意義の理解と協力体制が図れたか。					
今後の活動展開及び波及効果	競技団体の運営スキルを生かし, 今後も全国大会や九州大会等レベルの高い大会を誘致できる。また, 市民総参加で心のこもったおもてなしを行う事で, 人づくり, まちづくりに波及し, ボランティア精神の醸成にも効果があり, 心豊かな市民活動につなげる。						
事業費 (千円)	平成30年度 (決算額)		令和元年度 (決算額)		令和2年度 (当初予算額 繰越含む)		
	3,390		20,411		176,360		

《事務事業評価シート》

2 事務事業の評価(Check)

(1) 妥当性: 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か, 市が関与しなければならないか

☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	義務的要素 ☐ 全部 ☒ 一部 ☐ 無し (事務事業の実施について市に判断の余地があるか)	本市ではこれまでも県ソフトボール協会が年間多くの全国大会や九州大会を誘致しているが、市民の競技への関心が薄いためか観覧者が少なく盛り上がり欠ける部分があった。加えて、鹿児島国体は48年振りの開催で、年配の世代は記憶が薄れ、若い世代は初めての関わりとなり、国体開催の目的や意義を伝え理解をしていただかなければならなかった。しかし、説明を重ねることで、意義を理解し必要性を感じていただき、想像以上に盛り上がってきた。大会を成功させるためには、市民総参加による大会の盛り上げ、更には、まちづくりの発展に結びつくしかけが必要である。そのようなことから、地域活性化の必要性からも、市の関与は必須である。

(2) 効率性: 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られたか, コストを下げる工夫をしたか

☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	コストの削減余地は? ☐ 削減余地ある ☒ ある程度ある ☐ 削減余地はない	競技団体と緊密な連携を深めることで、競技会場の簡素化、効率化が図られ、会場設営のコスト削減が達成できた。また、選手や観戦者のおもてなしに市民がボランティアとしてサポートしていただくことは、役員数の削減と大会の盛り上げに貢献する。全国から訪れる方々へのおもてなしによるふるまいは、地元特産品のPRと商品開発にも直結し、コスト削減が図られ、人づくりまちづくりにも効果があると考えます。

(3) 有効性: 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか, 手段(実施方法)は有効か

☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	成果指標値の達成状況 ☐ 達成 ☒ ほぼ達成 ☐ 下回る	大会運営の主役はボランティアの方々に、大会を成功に導くパートナーとして位置づけ様々な準備を進めていることは、大会の成功と同時にこの取組等の効果を一過性のものとせず、国体終了後もレガシーとしてまちづくりに持続させることが重要である。昨年9月のリハーサル大会で来県したチームが2月に合宿先として本市にリピーターとして活用したことは、本市のおもてなしの効果であった。また、応援する機会を得られたことは、市民のスポーツへの理解も深めることが出来た。

3 事務事業の改革・改善の方向性(Action)

一次評価	評価者(担当課長): 桑代 睦雄	
	①今後の改革・改善の方向性	②左記の方向付けの理由
	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止	大会には県内外から選手や観戦者が延べ約80万人訪れる本県のビッグイベントである。本市は約15,000人を想定し施設の整備と選手、観戦者をもてなす準備を進めてきた。大会の成功と同時にこの取組の効果を一過性のものとせず、国体終了後も市民の心に残るレガシーとして持続させたい。
③改革・改善の内容		
48年振りに開催される国民体育大会を契機に、市民と連携を深めながら開催準備を進め、本市のPRと生涯スポーツの推進、スポーツによるまちづくりをより一層進めることが出来た。		

評価委員の意見・提言	29～30頁のとおり
------------	------------

二次評価	評価者: 教育委員会	
	①二次評価の結果	②今後の改革・改善の方向性
	(1) 妥当性: ☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り (2) 効率性: ☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り (3) 有効性: ☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
	③上記の方向付けの理由と改革・改善の内容(一次評価と違う部分)	

事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
各関係団体との連携	1 国体の2020年開催はなくなりましたが、準備してきたことが延期されたときどのように活用できるのか今のうちに検討を進めてほしい。協力体制も維持できるように関係団体等への働きかけも忘れずをお願いします。 2 この第75回国民体育大会等については、「各関係団体との連携」が事業項目である。この事業を契機に、各関係団体との連携を一層深めることは意味あり成果だとたしかに思う。今後のためにも、この関係団体名を、等々ではなく具体的にあげ残す作業がほしい。また、お知らせください。 3 「市民総参加」を目的に準備してきた国体が開催できなくなったこと、とても残念です。今後に向けて、スポーツを通しての人づくり、まちづくりを考えていく上で、キーパーソンとなるスポーツ推進委員、南九州スポーツクラブ、市体育協会と保健体育課、健康増進課、福祉課と連携し、市民のだれもが豊かで潤いのあるスポーツライフを実現できるような取り組みを実施していくことが、必要であると考えます。	県ソフトボール協会とは今後も連携し、国体準備を通じて得られた大会運営のノウハウを活用して、全国・九州規模の大会を積極的に誘致するなど、交流人口の拡大につなげたいと考えています。 その他関係団体とは、今後も情報の共有を図りながら十分な連携を継続し、イベントでの支援や応援を行っていただく考えです。 会場地開催準備には、県ソフトボール協会、市ソフトボール協会が担っていただいた。市民総参加のおもてなしは、市内21の全小中学校、高等学校、自治公民館、地区公民館、市体育協会、各種女性団体連絡会(18団体)、企業(7企業)、一般ボランティア、スポーツ少年団等に要請しました。スポーツ推進委員には、開催気運の醸成を図るため国体ダンスを普及していただき、競技会運営に協力をいただきます。これら関係団体がリハーサル大会において「あたたかいおもてなし」を実践していただき、大変好評を得たところであり、各関係団体の支援体制が整い、市民の期待と関心が高まり本大会への気運が盛り上がりました。活動に協力いただいた団体等は広報誌やホームページで紹介しています。 国体は毎年都道府県を巡回し、会場の様々な準備やおもてなしを行うことで、スポーツによるまちづくりに貢献するものと考えます。整備を行った施設は、市民の健康増進と競技力向上に活用します。また、市民総参加による取組で、スポーツの良さや体を動かすことの大切さを実感していただき、市民のスポーツに関する関心も高まったと思います。この気運を健康増進課や商工観光課との連携で、スポーツを生かしたまちづくりの推進とスポーツ合宿誘致等を積極的に取組み活性化に繋げたいと考えています。

	4 国体の開催は未定となっていますが、国体推進系の今後のあり方は、どのようなものになるのでしょうか。また、仮に国体の開催が、5年、10年後になった場合でも、国体の開催について承知する（受け入れる）のでしょうか。 5 スポーツの推進においても、文化活動と同様のことが言えるように思います。高度経済成長に伴って建設された体育施設やスポーツ団体が、どんどん高齢化していきます。市が推進していくのは、高齢者の健康スポーツであり交流的スポーツになってしまいます。市全体で体育施設をどのように縮小し、スポーツ団体をどのようにまとめていくのかを考える必要があります。小学生や中高生も、次第に学校単位ではスポーツができなくなります。指導者の体制もどのように整えるのかを考える時期に来ているのではないのでしょうか。コロナにより行事中止が進む今年こそ、新たな体制に向けて話し合いを進めていってほしいと思います。 6 国体については、社会教育団体と連携を取ってきたとのことだが、社会教育団体は文化協会など幅広く存在するので、それぞれの団体が良いやり方・知恵をを持っていると思う。連携した団体は、社会教育団体全体ではないと思うが、どれくらいの団体と連携を取ってきたのか教えていただきたい。また、幾つくらい団体があると思って連携を図ったのか。	延期による開催時期で今後のあり方は変わります。5年後であれば、課内の他係との兼務が予想されます。10年後ならば一旦係は廃止され、県が再度自治体に開催地希望調査を行い、会場地を決定することになると考えます。 本市には、同じような体育施設が旧町にそれぞれあります。既存の各種体育施設は多くの市民が利用していますが経年劣化により、維持補修に要する経費が増加しています。令和元年度の体育施設利用者数は174,396人で、1日当たり478人が利用していることから、体育施設は市民が気軽に利用しやすい施設として、維持していく必要があると考えます。本市は広大な面積を有しており、体育施設を縮小することで移動時間がかかり、市民の利便性の低下が予想され、当面は長寿命化を図りながら維持していくことが妥当と考えています。また、体育施設の機能充実に努めるとともに、指導者や競技団体の組織の育成強化を推進してまいります。 市民の価値観に応じて継続的にスポーツに取り組むことができる取組としては、各種スポーツ教室やニュースポーツの普及と定着を図ってまいります。統一大会については、スポーツ推進委員、地区公民館長や体育部長と協議を重ねながら、参加しやすい魅力ある大会となるよう改善してまいります。 市内で活動しているほとんどの団体が、社会教育団体と認識しています。 連携につきましては、花いっぱい運動などを自治公民館、地区公民館などの団体に協力をお願いしました。市内全小・中学校と高校にも協力をお願いしたので、事業説明は、子ども会や高校生クラブにもお願いしたものと考えています。また、各種女性団体連絡会は18団体加盟していますが、4・5回ほど足を運んで理解を求め、最終的に12団体に協力をいただきました。
--	--	---

《事務事業評価シート》

◎ 事務事業の位置付け						(評価年月:令和2年6月)	
事業項目 (事務事業名)	食中毒・異物混入発生時の危機管理					作成部署	学校給食センター 管理係
						担当者名	米満 正敏
事業の根拠	☒ 法令	☐ 条例・規則	☐ 要綱・要領	☐ 計画	☐ その他	連絡先	内線 5202
根拠法令等の名称	学校給食法						
事業の分類	☐ ソフト事業(義務) ☐ ソフト事業(任意) ☐ 施設維持管理事業 ☐ 調査・計画策定事業 ☐ 補助金・負担金事業(ソフト事業) ☒ 内部管理事務 ☐ 施設など建設・整備事業 ☐ 施設など整備事業(補助金・負担金)						
教育行政上の 位置付け	重点施策	安心・安全な給食の提供					
	主要事業	食中毒・異物混入発生時の危機管理					
事業開始年度	平成23年度				事業終了予定年度	継続	
1 事務事業の実施(Do)							
目的 (ここから成果指標を導き出す)	・対象(誰を, 何を対象に事業を実施するのか)						
	・市内の児童・生徒及び園児に安心・安全な給食を提供する。						
	・意図(対象をどのような状態にしたいのか)						
	給食センターでの食材搬入時の検収から調理過程, 学校現場での配膳時までの衛生管理及び異物混入の防止は対応マニュアルに沿って対応し, 安心安全な給食を提供する。						
手段 (ここから活動指標を導き出す)	・どのような活動をするのか(教育委員会が行う事務事業の具体的な実施内容)						
	・食中毒を防止するため, 製造業者・納入業者・検収・調理及び施設の衛生管理の徹底を図る。 ・異物混入対応マニュアルに沿ってセンター及び学校現場の連携を密にし, 迅速な対応に繋げる。 ・新鮮で安心安全な地元食材を積極的に活用する。						
指標	活動指標 (活動評価項目)	・職員, 調理等従事者の毎日の健康確認, 定期健診・腸内細菌検査の実施 ・衛生講習会, 各種研修会へ参加し, 衛生管理体制を強化 ・給食担当者会を開催し, 異物混入時の迅速な対応を確認 ・異物混入等発生時の迅速な対応 ・職員, 委託業者への食中毒・異物混入情報(注意喚起)及び予防対策情報の提供					
	成果指標 (成果評価項目)	・学校給食の提供による幼児・児童生徒の健康被害や食中毒は発生していない。 ・従事者等の衛生管理等の知識習得による意識の向上が図られた。 ・異物混入対応マニュアルにより, 混入時の迅速な対応, 対策の強化が図られた。					
今後の活動展開 及び波及効果	・施設・従事者の衛生管理を徹底することで, 安心安全な調理・配食に繋がる。 ・異物混入の未然防止や発生時の迅速な対応に繋がる。						
事業費 (千円)	平成30年度 (決算額)		令和元年度 (決算額)		令和2年度 (当初予算額 繰越含む)		
	173,398		174,384		220,761		

《事務事業評価シート》

2 事務事業の評価(Check)

(1) 妥当性: 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か, 市が関与しなければならないか

	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り	義務的要素 (事務事業の実施について市に判断の余地があるか) ☒ 全部 ☐ 一部 ☐ 無し	学校給食の提供については, 学校給食法第4条に当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならないと規定されている。学校給食法第9条の「学校給食衛生管理基準」により, 施設及び施設の整備及び管理, 調理過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図るため維持される基準について規定されている。

(2) 効率性: 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られたか, コストを下げる工夫をしたか

	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り	コストの削減余地は? ☐ 削減余地ある ☐ ある程度ある ☒ 削減余地はない	調理配送業務等業務委託を衛生管理の意識が高い事業者へ委託することで, センターの衛生管理等が徹底され, 効率的な運営がなされている。委託業者においては, 栄養士・調理士等資格者の採用により, 食中毒等に対する職員意識の向上が図られている。

(3) 有効性: 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか, 手段(実施方法)は有効か

	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	成果指標値の達成状況 ☒ 達成 ☐ ほぼ達成 ☐ 下回る	調理配送を実績のある企業に業務委託することで効率的・衛生的に安心安全な給食提供が出来ている。 また, 地元雇用の一翼も担い, 従業者に対する教育・訓練も充実している。

3 事務事業の改革・改善の方向性(Action)

一次評価	評価者(担当課長): 取達 秋洋	
	① 今後の改革・改善の方向性	② 左記の方向付けの理由
	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止	学校給食法第11条により「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに運営に要する経費は, 義務教育諸学校の設置者の負担とする。」とされており, 安心・安全な給食の提供と併せて更なる運営の充実を図っていかねばならない。
③ 改革・改善の内容		
農協生産部会等納入業者の協力により, 可能な限り南九州市産の食材活用に努める。また, 食中毒防止並びに異物混入マニュアルに沿った学校との緻密な連携を図る。		
評価委員の意見・提言		33～34頁のとおり

二次評価	評価者: 教育委員会	
	① 二次評価の結果	② 今後の改革・改善の方向性
	(1) 妥当性: ☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り (2) 効率性: ☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り (3) 有効性: ☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
③ 上記の方向付けの理由と改革・改善の内容(一次評価と違う部分)		

事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
食中毒・異物混入発生時の危機管理	1 食中毒や異物混入は決してあってはならないことから、常に万全の態勢で臨んでいることと思います。センターでは万全に整えていても、受け取った学校側も万全でなくてはならないのですが、学校は日々不安があります。児童生徒のアレルギーや体調不良も日々変化していますし、人間関係のもつれから異物が混入されることもないとは言えません。センターと学校が常に連携し、おいしい給食を継続してほしいと思います。 2 食中毒・異物混入はなくて当たり前、あったときの対応が注目される。異物混入対応マニュアルの検証は、ことある毎に行い改善をお願いします。また、昨年度の由来別件数で器具・人・環境に件数が上がっているが、ここを0にするために改善できないのか点検をお願いします。 3 市内の児童、生徒、園児へ安心安全な給食を提供できるように必要な事業費を投入し、この事業は継続していくべきと思います。また、評価シートの中にある「衛生管理の意識が高い事業者」「調理配送を実績のある企業」とは、少し曖昧であります。根拠となるルール（基準）は、必要ないのでしょうか。運営の更なる充実を図るためにも検討して頂きたい。	学校とは、児童等の健康状態や給食等の様子について、日頃から給食センターと連絡帳により連絡を密に取り合っております。 器具・人・環境における異物混入につきましては、調理に使う器具は全て、使用前・使用中・使用後に、変化がないか目視確認を徹底し、さらに、30分ごとに実施している身支度(髪の毛が出てないか等)確認の徹底をはかり、0にしたいと考えております。 また、異物混入時には、原因を特定し、改善して参りたいと思います。 根拠となる基準はありませんが、当事業者は ・衛生指導員として「食品衛生監視員」が定期的に巡回し、衛生指導と衛生検査を実施。 ・調理現場経験豊富な技術指導員が、定期的に調理現場を巡回し、衛生的な作業について技術指導を実施。 ・創業以来53年間「食中毒ゼロ」を継続しております。 また、以下の記録表を作成。 ①温度・湿度・水質確認表（調理前、配管終了後、最終確認の3回実施） ②中心温度確認表：主菜、和え物、揚・焼・蒸、炊飯など（時間、温度、配缶時間、担当者） ③機械器具点検記録票：種類ごと、一塊ごとに器具のチェック。

	4 事務事業の改革・改善の方向性で、南九州市産の食材の活用に努めるとありますが、近年の利用状況はどのようになっているのか。活用率は上がってきているのでしょうか。 5 虫の混入が件数として多い。これは、安心安全な地元食材を利用する南九州市産の食材活用の結果とも言える。虫がある食材は、農薬の量は少ないと言えるのではないか。異物が悪いという管理にプラスして、見えない残留農薬の怖さと二本立ての危機管理がほしい。 6 虫が混入していることも怖いですが、虫が出てこないほど農薬を使っていることも怖いこと。そのことは栄養士等からも指導があるのかお尋ねしたい。 また、コメの残留農薬検査はしているとのことだが、野菜に関してはどうか。	④個人別健康観察記録票：職員の健康状態を確認 ⑤学校給食日常点検票：作業前・作業中・作業後等の衛生点検の実施 ⑥調理作業工程表：全従業員の作業工程を一覧化 ⑦調理作業動線図：食材の調理の流れを図式化 ⑧保存食管理表：保存食の採取廃棄を管理 以上のような記録表を作成することにより、衛生管理の徹底が図られています。 参考 ・42名中、管理栄養士1名、栄養士4名、調理師15名 南九州市産の食材については、JA南さつま生産部会が物資納入指定業者として参入しており、納入物資については情報交換により、出荷予定品目及び時期等の確認をして、献立に反映させ活用促進を図っているところです。 市内産使用割合（重量ベース） 29年度 42.27% 30年度 44.44% 元年度 50.91% 残留農薬検査につきましては、毎年1回、米の検体を検査しております。200種類の農薬を検査しています。 残留農薬の基準値を超えた場合は、納入業者に対して、「給食用物資納入確認（改善）通知書」を送付し、その物資の納入は改善があるまで中止します。 その後納入業者から改善の届出があった場合、その内容を確認し、改善があったと認められれば、その物資の納入を再開する事になります。 残留農薬検査については、1年に1検体の検査ですので、米から野菜への変更を検討したいと思います。
--	---	---

《事務事業評価シート》

◎ 事務事業の位置付け					(評価年月:令和2年6月)	
事業項目 (事務事業名)	清水磨崖仏の活用 (清水磨崖仏多言語音声ガイド設備設置)				作成部署	文化財課 文化財係
					担当者名	上村 純一
事業の根拠	☒ 法令	☐ 条例・規則	☐ 要綱・要領	☐ 計画	☐ その他	連絡先
根拠法令等の名称	文化財保護法,南九州市文化財保護条例				内線 5245	
事業の分類	☐ ソフト事業(義務) ☐ ソフト事業(任意) ☐ 施設維持管理事業 ☐ 調査・計画策定事業 ☒ 補助金・負担金事業(ソフト事業) ☐ 内部管理事務 ☐ 施設など建設・整備事業 ☐ 施設など整備事業(補助金・負担金)					
教育行政上の位置付け	重点施策	文化財等活用整備				
	主要事業	清水磨崖仏の活用				
事業開始年度	令和元年度			事業終了予定年度	令和元年度	
1 事務事業の実施(Do)						
目的 (ここから成果指標を導き出す)	・対象(誰を,何を対象に事業を実施するのか)					
	南九州市民及びインバウンドを含む清水磨崖仏来訪者					
	・意図(対象をどのような状態にしたいのか) 4カ国語(日・英・中・韓)による音声ガイド及びテキストによる清水磨崖仏の説明により,来訪者への清水磨崖仏の周知を図る。					
手段 (ここから活動指標を導き出す)	・どのような活動をするのか(教育委員会が行う事務事業の具体的な実施内容)					
	音声ガイド設備の設置及び電源工事 3か所(磨崖仏下流入口,磨崖仏対岸,桜の屋形)のアクセスポイントの設置 10項のガイドコンテンツの作成(音声・画像・テキスト) ガイドの説明内容を見学者視点での内容とする。 各自のスマートフォン等で利用でき,自分のペースで観覧可能にする。					
指標	活動指標 (活動評価項目)	清水磨崖仏の多言語による説明,今後のインバウンドへ対応する。				
	成果指標 (成果評価項目)	現地ガイドによらない自由な観覧環境を構築し,清水磨崖仏への興味関心の向上と周知を図り,今後のインバウンド誘致等へも寄与する。				
今後の活動展開及び波及効果	野外での多言語音声ガイドは本市で初めての取り組みであり,市内各地の文化財への導入も検討でき,各文化財への理解を深める。					
事業費 (千円)	平成30年度 (決算額)	令和元年度 (決算額)		令和2年度 (当初予算額 繰越含む)		
	0	align="center">3,750		align="center">0		

《事務事業評価シート》

2 事務事業の評価(Check)

(1) 妥当性: 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か, 市が関与しなければならないか

	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り	義務的要素 (事務事業の実施について市に判断の余地があるか) ☒ 全部 ☐ 一部 ☐ 無し	近年の文化財保護は、保存と併せてその活用が重視されている。清水磨崖仏は本市の重要な文化遺産であり、観光資源の一つであるが、遊歩道の一部が通行止めとなっている。また現在の説明板(特に対岸のもの)は、どの磨崖仏を指すのかわかりにくいとの声が聞かれていた。 今回の多言語ガイドの説明は観覧者視点を意識したものとなっており、説明者が不在の状況にも対応でき、多言語化することで、より多くの観覧者に清水磨崖仏を周知できるものである。

(2) 効率性: 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られたか, コストを下げる工夫をしたか

	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り	コストの削減余地は? ☐ 削減余地ある ☐ ある程度ある ☒ 削減余地はない	本音声ガイドは、各自所有のスマートフォン等の情報端末で、各言語の音声・テキストを視聴することが可能で、機器から直接各自の端末につながることから、インターネット回線やプロバイダー等の契約が不要であり、年間のコストもほぼ機器の電気代のみである。 個人の端末においても基本的には通信料が発生せず、利用者の負担軽減にもなっている。

(3) 有効性: 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか, 手段(実施方法)は有効か

	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	成果指標値の達成状況 ☒ 達成 ☐ ほぼ達成 ☐ 下回る	発信機器を3か所設置したことで、現在観覧可能な区域のほぼ全域をフォローできており、各地点で多言語での必要な情報が得らることができる。また、ガイド等の説明者が不在の状況にも対応できている。 各自の端末を利用できることから、貸し出し機器も必要なく、観覧者が自分のペースで観覧可能で、各言語のテキストデータも提供することから、聴覚障害者の利用も可能である。 本市の屋外での説明システムのモデルとなると思われる。

3 事務事業の改革・改善の方向性(Action)

一次評価	評価者(担当課長): 朝隈 克博	
	① 今後の改革・改善の方向性	② 左記の方向付けの理由
	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止	磨崖仏の総合的な保存整備を検討していくとともに、学習の機会の提供等活用面も継続にも務める。 本市の観光誘致への有効なPR材料ともなるよう、観光部局等との連携をはかり情報発信に努める必要がある。
③ 改革・改善の内容		
市内各地の文化財の活用事業への対応の検討。 現在4言語であるが、近年来訪者が増えている地域の言語の追加の検討。		
評価委員の意見・提言		37～38頁のとおり

二次評価	評価者: 教育委員会	
	① 二次評価の結果	② 今後の改革・改善の方向性
	(1) 妥当性: ☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り (2) 効率性: ☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り (3) 有効性: ☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
③ 上記の方向付けの理由と改革・改善の内容(一次評価と違う部分)		

事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
清水磨崖仏の活用（清水磨崖仏多言語音声ガイド設備設置）	1 清水の磨崖仏の他にも高田の摩崖仏や霜出の戦跡など、大変きれいに整備されていて訪れたい場所になっています。音声ガイドは、少人数で訪れた時に手軽に利用できるように思います。市内には多くの文化財があり、人数的には少ないですが、それらを散策する市外観光客も見かけます。高田地区では、訪問者の道案内用のマップを作る話も出ています（QRコードを入れて）。地区公民館で地域内の名所を案内する取り組みが、各地区で計画されそうなので、今後は文化財課と連携して整備に努めてほしいと思います。 2 音声ガイドの設置は必要であると思います。清水磨崖仏への興味関心の向上と周知、また本市の観光誘致への情報発信に努める上で、何が大切であるか考える必要がある。検討するための話し合いは、実施されているのでしょうか。文化財の保存整備とともに各関係団体等と連携し、南九州市全体をみて将来を見据えて検討して頂きたい。令和2年6月9日（火）南日本新聞「ひろば」に投稿された文章は、皆さんの励みになったのではないのでしょうか。とても嬉しいです。 3 貴重な文化財の周知として期待できる。市内の観光地の案内も設置されると、摩崖仏見学後、足をのばすということもあるのでと考える。相乗効果も考えてほしい。	市内には、国・県・市指定文化財が180件余りあり、今後、指定に向けて準備を進めている文化財もあります。 文化財は、地域の宝であり、これらの文化財を身近に感じられるよう、これまで文化財マップの作成や文化財標柱・説明版等の整備をしてきているところであります。 また、今年度からは、「南九州市文化財保存活用地域計画」の策定に着手したところであり、市内各地の文化財の掘起しも行っておりまいます。最終的にはこれらの文化財同士の関連性でのルート作りや実施可能な活用方法の策定を行っていく予定です。 文化財の普及・啓発活動の推進にあたっては、公民館講座等の開催で地区公民館との協力体制をとっておりますが、更に、協力・連携を図ってまいりたいと思います。 (2～3までの意見・提言等について) 文化財は、知覧武家屋敷群（重要伝統的建造物群保存地区）、知覧城跡、颯娃城跡、清水磨崖仏等、観光資源となっているものが数多くあります。 これらの文化財を観光資源として活かすためには、観光部局や各関係団体等との連携は不可欠であります。現在、各庁舎に文化財パンフレット等の設置も行っています。 今後も、情報発信等、事業実施にあたっては、十分な連携を図ってまいりたいと思います。

	4 音声ガイド設置の事業費は、安くないものと思われる。他の文化財への活用も考えているのであれば、検討の材料として、どれくらいの利用があるのか、しっかりと把握するべきではないか。 5 清水摩崖仏多言語音声ガイドのコストに見合っただけのインバウンドの来訪実績をあげるための施策を、他の部署と協力して実行してほしい。また、他の文化財の活用事業への対応を考えているようだが、本当に必要なのかまず検討してほしい。	(4～5までの意見・提言等について) 今回設置しました音声ガイドシステムは、アクセス数をカウントでき、利用者数を把握することが可能となっています。 今後、音声ガイドの設置にあたっては、利用実績等を十分に検討してまいります。 また、ガイドの設置には、機器の電源確保等の環境整備も必要であり、文化財の種類也多岐であることから、設置の必要性だけでなく、各文化財の立地状況も含めた検討が必要と考えています。
--	---	--

評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

【事務局】

事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
評価対象事業の選定について 以降、第2回委員会での意見・提言等	1 評価対象事業の選定についての提案ですが、例えば、鹿児島県で48年振りに開催される国民体育大会事務を、評価対象事業として選定されたことで、国体事務のこれまでの経緯等について説明を受けたところである。このことにより、効率的な行政事務の実現に向けた適正な事務執行がなされていたかどうかなど、的確に判断し、適正な評価を行うことができたと考えている。 このようにビッグイベントに係る事務事業等を評価の対象として選定したり、教育委員会各課の事務分掌に掲げる事務（南九州市教育行政要覧（令和2年度版）のP9からP11に掲載）を順番に評価対象に選定していけば、評価事業が偏らず、各種事業の事務執行等について透明性を高めることにつながると考えますので、事業選定について見直しを提案します。 2 評価対象事業の選定については、同じ内容があるのは仕方が無いし、外せない事もあると思います。しかしながら、経常的なもの、日常的な事業については、評価対象事業から除いてあるということですが、教育の問題は日常的なところから出てくるものだと考えますので、色々な事業を評価の対象に選定することで、さらに幅広い意見が出てくるのではないかと考えられます。 3 教育行政評価は、南九州市の教育をどう考えるかということの	教育行政事務事業評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成20年4月から実施しております。 評価対象事業の選定にあたっては、法の規定で評価対象事業から外すべき事業を除いて、教育委員会各課の事務分掌に掲げる事務を順番に対象事業として選定した場合、定型的な通常業務も含まれることになるため、本市の総合計画及び市教育行政重点施策の事務事業等の中から選定（南九州市教育行政要覧（令和2年度版）P18～32）に示してあります「各課の重点施策及び努力点」で掲げている、主要事業の中から選定）してきているところであり、同一事業等が評価対象の事業とならないよう、重複しないよう、毎年、留意しているところではありますが、3～4年スパンでみると評価事務事業が偏ってしまう傾向も一部で見受けられていたところでもあります。 御提案いただきました点について、どのように改善していくかを検討・協議し、次年度以降の評価対象事務事業選定及び事務事業評価業務に反映させていきたいと考えます。 (2～3までの意見・提言等について) それぞれの部署では、事務事業の実施後、その実施手法等が適切であったのか、改善点や見直しは無いのか、また有るとしたらどのような手法等が最善なのかなど、検証は欠かせないところです。有意義な検証を行っていただくために、特に重点施策として実施した事業を評価対象事業として掲げ、委員から意見・提言をいただき、次年度以降の事業実施の際の改善や見直しに役立たせようというのが主たる目的であります。よって、類似する・重複する評価対象事業ではあったとしても、委員の皆さまから、角度や視点を変えた意見・提言をいただくことにより、これを踏まえた改善策・見直し策を、事務事業実施に反映できる、つなげることができると考えております。 その意味では、ご意見のとおり、定型的な通常

ために在るものだと思います。評価対象事業が重複する部分も在るのは仕方ないが、教育行政評価を実施したのであれば、是非とも教育行政評価を生かし、委員からの意見を真摯に受け止めて、このように図ります、図りました、結果はどうでした、だから次のここへ結びました、というような評価のやり方も今後は必要なのではないかと思います。 例えばGIGAスクールについては、学校の環境を整えても、学校と各家庭間の通信環境が整っていない子どもたちは沢山いると考えられます。しかし、小・中学校は義務教育です。絶対一人の子どもも、一つの家庭も取りこぼしをして欲しくないので、教育行政評価委員会を開くにあたって、委員からの意見・提言をどのように市の教育委員会が活かしていくのかを、しっかりともう一度考えていただきたい。それから、体育施設の老朽化については、コストの問題もありますが、改修等に対応することは、結果として、子どもたちに還元してくることだと思います。また、体育施設を縮小すれば、別途移動時間の増加といった市民の利便性が低下する等の新たな問題が出てきます。これらを洗い出し、評価を行い、対策を講じ、一步前に進むために、その対策について、しっかりと市長部局とも協議をしていただきたい。 教育を絶対に疎かにしないでください。教育行政評価の意見からはズレるかもしれませんが、「教育無くして人は育たず、町も育たず」だと考えますので、しっかりと評価委員会の意見を受け止め、次につないで欲しいと願います。	業務についても、事業が効率よく執行されているか、実施されているか等を、事務事業評価によって検証できると考えられるところであります。また、定型的な通常業務であるがゆえに、その重要性・必要性をあらためて認識したところでもあります。 市教委各部署において、今年度の教育行政評価委員会でいただきました御意見・御提言等を精査し、協議を重ねまして、次年度以降の事務事業実施に反映させてまいります。また、事務事業の選定のあり方、評価のあり方・事業への反映のあり方など、幅広く検討をしていきたいと考えます。
---	---

○ 南九州市教育委員会教育行政評価委員会設置要綱

平成21年 2 月 17 日
教育委員会告示第 3 号

(設置)

第1条 南九州市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うにあたり、透明性及び客観性を確保するため、南九州市教育委員会教育行政評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、外部の視点から評価を行い、教育委員会に評価結果を報告する。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育に関し識見を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。

2 委員は再任されることができる。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 評価委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 評価委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取し、又は必要な資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

○ 南九州市教育委員会教育行政評価委員会委員

【任期】 1 年 自 令和 2 年 5 月 14 日
至 令和 3 年 3 月 31 日

職 名	氏 名	備 考
委 員	大山 尚人	川辺高等学校校長
委 員	青矢 順子	南九州市子ども会育成連絡協議会副会長
委 員	内匠 剛	南九州市スポーツ推進委員
委 員	齋藤 博	南九州市集落支援員（元小学校校長）
委 員	山崎 貴美子	川辺中学校学校評議員

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年 6 月 30 日制定 法律第 162 号）
（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。